

第9章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業においては、復水器の冷却方式を水冷却方式ではなく、空気冷却方式としたことにより、温排水による海域への影響を回避することとした。また、集じん装置（バグフィルタ）などの設置により大気環境への影響の低減を図ることとした。工事の実施にあたっては、掘削工事に伴う発生土は出来る限り埋戻しによって場内利用を行うなど環境への影響をできる限り低減することとした。

本事業の実施が環境に及ぼす影響の評価については、「本事業による環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されていること」及び「国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定した項目の環境要素に関して基準又は目標が定められている場合には、当該基準又は目標と予測結果との間に整合が図られていること」の観点から行った。

工事の実施、施設の供用についての選定項目毎の環境影響評価の結果は第6章に示すとおりである。総合評価としては、各種の環境保全のための措置を講じることにより、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、国又は地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、（仮称）坂出林田バイオマス発電所整備事業は適正なものであると評価する。